

問1 以下の事例について、福祉事務所に勤務するあなたが相談を受けました。

この家族をどう支援していくべきであるか、Aさんを含む世帯員ごとに課題を一つずつ挙げるとともに、それぞれに対して考えられる支援内容について、支援の目的に触れながら述べなさい。

(相談事例)

Aさん(75歳男性無職)の相談を受けたところ、生活や家族について困っているとのことでした。話を伺ったところ次のとおりでした。

- ・ 家族は、自分(Aさん)のほか、妻78歳(無職)、長男47歳(無職)、長男の第一子25歳(男性・無職)、長男の第二子23歳(女性・無職)の5人家族。
- ・ 長男は、妻と離婚後、子どもを連れてAさんの家に転居して10年が経過する。警備員の仕事(非常勤)をしていたが、2か月前転倒し、急性硬膜下血腫により手術となり、現在も入院中である。軽い麻痺が残ったうえ、記憶障がいや同じことを何度も聞いたり話したりするなどの症状がみられ高次脳機能障がいの診断を受けたばかりである。医療費の支払いとこれからのことが不安。
- ・ 長男の第一子は、小学校のころより学校の勉強についていけず特別支援学級に通っていた。定時制高校において不登校となり、中退。仕事に就くことなく、部屋に引きこもった状態の生活を現在も続けている。
- ・ 長男の第二子は、療育手帳の交付を受けており(知的障がい程度:中度)、特別支援学校高等部を卒業後に就職したが、対人関係を築けず半年で退職。その後アルバイトを探すも見つからず。現在は無職の状態。
- ・ 妻は、3年前から認知症が進行し、要介護2の認定を受けるが、介護給付は利用していない。
- ・ 経済面については、Aさんと妻、長男の第二子の年金による収入(老齢年金、障がい年金)と長男の就労による収入があったが、長男が入院してからは、就労による収入がなくなった。年金による収入だけでは生活が苦しく、その上に妻が訪問販売で消費者被害にあい、世帯の預貯金の多くを消費した。
- ・ Aさんは、1年前にパーキンソン病と診断された。最近、両手のふるえがみられるようになり、これまでできていた家事がうまくできなくなってきた。自分が家族を何とかしないといけないと思っていたが、負担が重くなり、困っている。

問2 下記の文章の(①)～(⑩)にあてはまる語句をそれぞれ解答欄に記入しなさい。

(1)「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律第167号)第2条における定義

この法律において「発達障害」とは、( ① )、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、( ② )、注意欠陥多動性障害その他これに類する( ③ )の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は( ④ )に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な( ④ )を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び( ⑤ )的援助をいう。

(2)「児童福祉法」(昭和22年12月12日法律第164号)における要保護児童発見者の通告義務

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する( ⑥ )若しくは( ⑦ )又は( ⑧ )を介して市町村、都道府県の設置する( ⑥ )若しくは( ⑦ )に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満( ⑨ )歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを( ⑩ )に通告しなければならない。

問3 次の(1)～(3)について簡潔に説明しなさい。

(1) 遊戯療法

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)における「合理的配慮」

(3) 婦人相談所

問4 次の(1)(2)について、答えを解答欄に記入しなさい。

(1) 民生委員法(昭和23年7月29日法律第198号)に基づく民生委員の職務内容について6つ説明しなさい。

(2) いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する「スクールソーシャルワーカー活用事業」(文部科学省)が実施されている。スクールソーシャルワーカーの役割について述べるとともに、その職務について説明しなさい。